

助成金 よくある質問

「移住・定住・交流推進支援事業」(以下、「移定交」という。)、「地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業」(以下、「がんばる」という。)、「地方創生アドバイザー事業」(以下、「アドバイザー」という。)に関する、よくある質問と回答を掲載します。

掲載事例は、代表的なものになります。そのため詳細な問い合わせは、kikaku@jcrd.jp までメールにてお問い合わせください。

●申請について

質問事項	回答
① 2次募集はあるか？	① 2次募集はありません。
② 「移定交」「がんばる」「アドバイザー」の同時申請は可能か？	② 可能。 ただし、「がんばる」内の“地方創生人材育成伴走型支援事業”、“地域経済循環分析事業”、“一般事業”の同時申請は不可です。
③ 申請金額に切り捨てまたは切り上げ処理が必要か？	③ 必要。 <u>1,000円未満を切り捨てて申請してください。</u>
④ 申請スケジュールを知りたい。	④ 例年以下のとおりです。 11月中旬～下旬:募集開始 翌年1月上旬～中旬:募集締切 翌年3月上旬～中旬:決定通知
⑤ 毎年申請することは可能か？	⑤ 同一自治体からの毎年の申請は可能。ただし、全く同じ事業内容は不可です。同一事業でも、実施目的や内容、期待される効果が異なる場合は可能です。

●変更申請について

質問事項	回答
① 収支予算について、変更申請が必要となる判断基準は？	① 助成申請額(全体)の20%を超える減額もしくは流用がある場合は、変更申請が必要となる可能性があります。 <u>左記のことがある場合は、事前にご連絡ください。</u>
② 実施主体が変更になった場合、変更申請書の提出は必要か？	② 必要です。
③ 申請時に設定していない費目への流用をする場合、変更申請書の提出は必要か？	③ 助成申請額(全体)の約20%未満であれば、変更申請書は不要です。 ただし、「委託料」、「備品購入費」、「工事請負費」へ流用する場合は、 <u>金額に関わらず事前にご連絡が必要です。</u>
④ 申請時点で予定していた事業内容の規模が拡大(縮小)する場合、変更申請が必要か？	④ 予算編成に大きく影響がある場合は、変更申請が必要です。

●支払いについて

質問事項	回答
① 助成金の概算払いは可能か？	① 不可です。 助成金は、例外なく <u>清算払い</u> となります。
② 助成金の支払先を指定することは可能か？	② 不可です。 助成金の支払いは、例外なく地方公共団体の長へ支払います。
③ 助成金の支払い時期はいつか？	③ 翌年度 4 月中の支払いとなります。

●事業内容について

質問事項	回答
① 地域団体は個人で活動している方も対象となるか？	① 個人は対象とならない。地域住民で構成される団体（規約や名簿、活動状況がわかる）が対象となります。

●支出経費について

質問事項	回答
① 支払いをするうえで発生する手数料は対象となるか？	① 対象となります。 (例: 役務費で対応)
② 収支予算書にない費目の支払いは対象となるか？	② 自治体の支出費目に該当するものであれば対象となります。収支予算書の費目については、おおむね該当する費目に割り振るようにしてください。
③ 事業実施団体の職員(代表等を含む)が、講師として登壇した場合の謝礼金は対象となるか？	③ 対象となりません。 人件費及びそれに類する費用については、助成対象外となります。
④ 何をもって事業完了となるか？	④ 経理処理が完了していることををもって事業完了とします。そのため、実際の支払日が 1 月末日を超えることが想定される場合、請求書は 1 月末日までの請求が対象となります。

●収入について

質問事項	回答
① 他の補助金などとの併用は可能か？	① 国からの補助金などの併用はできません。 都道府県または市区町村からの補助金などは併用できます。ただし、その補助金の拠出元が国からのものである場合は併用できません。

●その他

質問事項	回答
①（地方創生アドバイザー事業） 地域活性化センターで管理するアドバイザーのリスト等はあるか？	① リストはありません。アドバイザーは申請者で選定してください。なお、選定に関して制限は設けていません。